

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月4日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第12号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和41年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委任事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) 退職した職員及び学校職員の退職手当を<u>裁定</u>すること。</p> <p>(18)～(24) [略]</p>	<p>(委任事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) 退職した職員及び学校職員の退職手当に<u>係る裁定及び処分</u>に関すること。</p> <p>(18)～(24) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。